

被保険者各位

愛知県医療健康保険組合
理事長 井手 宏



規約変更について

愛知県医療健康保険組合の規約について以下の変更が、東海北陸厚生局長により認可されましたので、健康保険法施行令第3条第2項の規程に基づき公告いたします。

愛知県医療健康保険組合規約 新旧対照表

新	旧
第1条～第33条（略） （常務理事及びその職務） 第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を <u>掌理</u> する。 第35条～第41条（略） （組合員の範囲） 第42条 この組合は、愛知県に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、 <u>法第3条第4項の規定による被保険者を「任意継続被保険者」という。</u> ）を含む。）を組合員の範囲とする。 （1）～（3）（略） 第43条～第55条（略） 附 則 （施行期日） <u>この規程は、令和4年3月1日から施行する。</u>	第1条～第33条（略） （常務理事及びその職務） 第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を <u>処理</u> する。 第35条～第41条（略） （組合員の範囲） 第42条 この組合は、愛知県に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。 （1）～（3）（略） 第43条～第55条（略）

以上